



平成28年12月12日
岡山市消費生活センター

自宅で簡単お仕事！？ 内職商法に注意！！

事例

在宅ワーク希望の消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる在宅ワーク（いわゆる内職商法）事業者2社に関する消費者庁からの注意喚起をお知らせします。詳細は消費者庁HPをご確認ください。

〈注意喚起対象事業者〉

- ・株式会社システムネット(東京都中央区日本橋兜町17-1-7F)
 - ・株式会社ビジネスシステム(東京都港区虎ノ門2-7-10-2F)
- ※事業者名は株式会社ビジネスネットの場合あり

〈勧誘手口〉



自宅で簡単お仕事

反響がすごい！

初期費用はすぐに回収できますよ！

もうお金がない

※消費者庁イラスト集より

①ウェブサイトで、キャッチフレーズや文書作成などの在宅ワークを勧誘

②研修を通じて消費者を稼げる気にさせる

③契約時になって突然高額な初期費用を請求

④様々な名目で追加費用を請求し、お金がなければ借金を要求

在宅ワークの将来の利益を匂わせ様々な名目で金銭を請求！お金がなければ借金も！！

★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 契約時や契約後に突然、多額のお金の支払いを求める業者には注意しましょう！
- 将来の利益を保証したり、返金保証をうたったりして、それを前提に多額のお金を支払わせようとする、また、お金を借りさせてその支払いをさせようとする事業者は要注意です！
- 職業、年収、利用目的等を偽って金融機関からお金を借りることは違法です！
- 少しでも「おかしいな」と思ったら、消費生活センターや警察にご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分